

徳洲会グループ
製造販売後調査の実施に関する標準業務手順書

第1版：2015年4月1日

目次

第1条	目的と適用範囲	1
第2条	用語の定義	1
第3条	申請等.....	1
第4条	実施の決定、契約等	2
第5条	調査実施計画書等の変更	2
第6条	終了の報告等	2
第7条	記録の保存責任者	2
第8条	記録の保存期間	2
第9条	様式等.....	3
第10条	施行期日	3

第1条 目的と適用範囲

- 1 本手順書は、徳洲会グループの医療機関が、医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という）の製造販売業者又は外国特例承認取得者（以下「製造販売業者等」という）からの委託を受けて行う第2項に定める医薬品等の製造販売後の調査の実施に必要な手続きを定めるものである。
- 2 本手順書は、GVP 省令及び GPSP 省令等の関連法規に基づいて実施する製造販売後の調査に対して適用する。

第2条 用語の定義

- 1 GVP(Good Vigilance Practice)
製造販売業の許可要件として、製品の製造販売後安全管理の方法を定めた厚生労働省令である「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」
- 2 GPSP(Good Post-marketing Study Practice)
医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令
この省令において「製造販売後調査等」とは、製造販売業者等が、医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う使用成績調査又は製造販売後臨床試験をいう。
- 3 市販直後調査
医薬品の販売を開始した後の6箇月、診療において、医薬品の適正な使用を促し、施行規則253条第1項第1号イ(1)-(6)まで及びロ並びに第2号イに掲げる症例(重篤副作用等)等を迅速に把握するための調査をいう。
- 4 使用成績調査
製造販売後調査等のうち、製造販売業者等が、診療において、医薬品を使用する患者の条件を定めることなく、副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認を行う調査をいう。
- 5 特定使用成績調査
使用成績調査のうち、製造販売業者等が、診療において、小児、高齢者、妊産婦、腎機能障害又は肝機能障害を有する患者、医薬品を長期に使用する患者その他医薬品を使用する条件が定められた患者における副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認を行う調査をいう。
- 6 責任者
医療機関において製造販売後調査に係る業務を統括する医師等をいう。

第3条 申請等

- 1 院長は、製造販売後調査等に関する責任者と依頼者との合意が成立した後、依頼者及び責任者に製造販売後調査実施申込書（製販後調査様式1）、製造販売後調査計画書等の報告に必要な資料を提出させ、共同倫理審査委員会へ報告し、申請

のあった製造販売後調査等の実施の決定は院長が行うものとする。

- 1) 実施報告資料
 - (1) 実施計画書/実施要綱
 - (2) 症例報告書（保管用）
 - (3) 添付文書（保管用）/製品概要書
 - (4) その他共同倫理審査委員会が必要と認めるもの

第4条 実施の決定、契約等

- 1 院長は、共同倫理審査委員会へ製造販売後調査等の実施を報告後、依頼者と契約書を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を記すものとする。全例調査と特定使用成績調査を報告する際は、共同倫理審査委員会への報告費用の覚書を作成し、契約書と共に締結する。
- 2 院長は、依頼者から製造販売後調査に関する契約書の内容変更の申し出を受けた場合又は依頼者に製造販売後調査に関する契約書の内容変更を申し出る場合は、変更の覚書を締結する。

第5条 調査実施計画書等の変更

- 1 製造販売後調査の実施に関する変更があった場合は、終了時まで共同倫理審査委員会へ報告する。
 - (1) 期間の変更
 - (2) 被験者数の変更
 - (3) 責任者の変更
 - (4) その他の変更

第6条 終了の報告等

- 1 院長は、製造販売後調査等を終了した旨を責任者より報告を受けた時は、製造販売後調査終了（中止・中断）報告書（製販後調査様式3）により速やかに共同倫理審査委員会へ報告しなければならない。

第7条 記録の保存責任者

- 1 院長は、医療機関において保存すべき文書の保存責任者を別途指名するものとする。
- 2 院長又は記録の保存責任者は、医療機関において保存すべき文書が紛失又は廃棄される事がないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講ずるものとする。

第8条 記録の保存期間

- 1 製造販売後調査に関して保存することとされている文書その他の記録の保存期間は以下の通りとする。なお、保存期間が過ぎた当該文書その他の記録は、電子データとして保管することが出来るものとする。
 - 1) 再審査又は再評価に係る記録：再審査又は再評価が終了した日から5年間
 - 2) 前項に掲げる記録以外の記録：利用しなくなった日又は当該記録の最終の記載の日から5年間

第9条 様式等

製販後調査様式1：製造販売後調査実施申込書

製販後調査様式2：報告書

製販後調査様式3：製造販売後調査 終了（中止・中断）報告書

第10条 施行期日

本手順書は、平成27年4月1日から施行する。

以上